

# エイジフレンドリー補助金を活用した 企業健康顧問／栄養相談

Ver0.2

2024年6月

一般社団法人ロカロジ協会

# 健康経営優良法人認定制度

健康経営優良法人の認定取得をするためには、食生活の改善に向けた具体的な施策の回答が求められています。

ロカロジ協会では、企業が従業員様の食生活改善に向けた施策の実行をサポートいたします。

また、当社の管理栄養士は全員女性で、女性特有の健康相談にも柔軟にご対応いたします。

## 健康経営優良法人2022（中小規模法人部門）認定要件

| 大項目               | 中項目                       | 小項目                | 評価項目                                                                                     | 認定要件                  |    |
|-------------------|---------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----|
| 1. 経営理念・方針        |                           |                    | 健康宣言の社内外への発信・経営者自身の健診受診                                                                  | 必須                    |    |
| 2. 組織体制           |                           |                    | 健康づくり担当者の設置                                                                              | 必須                    |    |
|                   |                           |                    | (求めに応じて)40歳以上の従業員の健診データの提供                                                               | 必須                    |    |
| 3. 制度・施策実行        | 従業員の健康課題の把握と必要な対策の検討      | 健康課題に基づいた具体的な目標の設定 | 健康経営の具体的な推進計画                                                                            | 必須                    |    |
|                   |                           | 健診・検診等の活用・推進       | ①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%)                                                                  | 左記<br>①～③のうち<br>2項目以上 |    |
|                   |                           |                    | ②受診勧奨に関する取り組み                                                                            |                       |    |
|                   | ③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施 |                    |                                                                                          |                       |    |
|                   | 健康経営の実践に向けた土台づくり          | ヘルスリテラシーの向上        | ④管理職・従業員への教育                                                                             | 左記<br>④～⑦のうち<br>1項目以上 |    |
|                   |                           | ワークライフバランスの推進      | ⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み                                                                       |                       |    |
|                   |                           | 職場の活性化             | ⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み                                                                    |                       |    |
|                   |                           | 病気の治療と仕事の両立支援      | ⑦私病等に関する両立支援の取り組み                                                                        |                       |    |
|                   | 従業員の心と身体の健康づくりに関する具体的対策   | 保健指導               | ⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み                                                         | 左記<br>⑧～⑬のうち<br>4項目以上 |    |
|                   |                           |                    | ⑨食生活の改善に向けた取り組み                                                                          |                       |    |
|                   |                           | 具体的な健康保持・増進施策      | ⑩運動機会の増進に向けた取り組み                                                                         |                       |    |
|                   |                           |                    | ⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み                                                                      |                       |    |
|                   |                           |                    | ⑫長時間労働者への対応に関する取り組み                                                                      |                       |    |
|                   |                           |                    | ⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み                                                                  |                       |    |
|                   |                           | 感染症予防対策            | ⑭感染症予防に関する取り組み                                                                           |                       |    |
|                   |                           |                    | ⑮喫煙率低下に向けた取り組み                                                                           |                       |    |
|                   |                           | 喫煙対策               | 受動喫煙対策に関する取り組み                                                                           |                       | 必須 |
|                   |                           |                    | 健康経営の取り組みに対する評価・改善                                                                       |                       |    |
| 4. 評価・改善          |                           |                    |                                                                                          |                       |    |
| 5. 法令遵守・リスクマネジメント |                           |                    | 定期健診を実施していること、50人以上の事業場においてストレスチェックを実施していること、労働基準法または労働安全衛生法に係る違反により送検されていないこと、等 ※誓約事項参照 | 必須                    |    |

認定申請記載表（2022年度サンプル）

### 「3-3-2. 食生活の改善に向けた取り組み」

★Q21. 食生活改善に向けた具体的な支援として、どのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

◆研修や情報提供(カロリー表示、ポスター掲示等)は除きます。

- 1 社員食堂・仕出弁当、現物支給、金銭補助等を通じて、健康に配慮した食事を摂取できるような環境整備・支援を行っている
- 2 自動販売機や訪問販売等において健康に配慮した飲料・栄養補助食品を提供している
- 3 食生活改善に向けたアプリ提供、カロリー記録等のサポートを実施している
- 4 外部事業者・管理栄養士等による栄養指導・相談窓口を設置している
- 5 朝食欠食対策として社員食堂等で朝食を提供している（飲料・栄養補助食品の提供を除く）
- 6 定期的・継続的な食生活改善に向けた企画を実施している（例：腹八分目運動、野菜摂取週間、料理教室等）
- 7 特に行っていない ⇒不適合

### 「3-3-4. 女性の健康保持・増進に向けた取り組み」

★Q23. 女性特有の健康関連課題に対応する環境の整備や、従業員が女性特有の健康関連課題に関する知識を得るためにどのような取り組みを行っていますか。（いくつでも）

◆女性従業員がいない場合も、何らかの取り組みを行っていることをもって適合とします。

- 1 婦人科健診・検診への金銭補助を行っている（がん検診を含む）
- 2 婦人科健診・検診の受診に対する就業時間認定や特別休暇付与を行っている
- 3 従業員や保健師等による女性の健康専門の相談窓口を設置している（メールや電話等による相談を含む）
- 4 女性特有の健康関連課題に対応可能な体制を構築している（例：産業医や婦人科医の配置、外部の医師や相談窓口の紹介等）
- 5 女性の健康づくりを推進する部署やプロジェクトチームを設置している
- 6 妊婦健診等の母性健康管理のためのサポートの周知徹底を行っている
- 7 不妊治療に対する支援を行っている（通院の際の特別休暇付与等）
- 8 生理休暇を取得しやすい環境を整備している（例：有給化や管理職への周知徹底等）
- 9 更年期症状や更年期障害の改善に向けた支援を行っている（例：通院の際の特別休暇付与等）
- 10 女性専用の休憩室を設置している（※法律上設置義務のある休養室は除く）
- 11 月経随伴症状の自己管理を支援するツールやアプリを提供している
- 12 妊娠中の従業員に対する業務上の配慮（健診時間の確保、休憩時間の確保、通勤負担の緩和等）の社内規定への明文化と周知を行っている
- ※「妊娠中の従業員に対する業務上の配慮の社内規定への明文化」のみでは基準を満たしません
- 13 女性の健康関連課題等に関する理解促進のための研修・セミナーを実施している
- 14 特に行っていない ⇒不適合

# サービス内容① 健康顧問サービス

## ■ 健康顧問サービス

企業の人事・労務ご担当者様と定例会を開催し、  
従業員様の健康サポートの施策を企画し、フォロー致します。



月次レポートサンプル

## <従業員様とのやり取り>

- ①事前アンケートの記入、提出
- ②栄養相談の予約
- ③Zoom等での栄養相談実施（基本は30分）

## <人事・労務部門様とのやり取り>

- ・ 栄養相談実施のご報告
- ・ 月次レポートの提出

※サンプル※

株式会社〇〇商事部中

2023/xx/xx  
一般社団法人ロカロジ協会  
担当ウェルネスアシスター：〇〇

### 23年9月度ご報告

#### 【1】定例会内容

①栄養相談窓口の利用状況報告  
・相談件数と内容の傾向  
・特定の課題や傾向に対する対策  
・健康施策の実施状況と効果測定

#### ②社内健康セミナーの参加状況とフィードバック

・健康スナック提供の利用率と効果  
・水分補給キャンペーンの進捗

③

③ダイエット支援の状況  
・外食時の健康選択ガイドの利用状況  
・ウェルネスプログラムの進捗と成果

#### ④次月以降の具体的な施策計画

(1) 健康チャレンジキャンペーンの実施  
従業員全体で参加できる健康チャレンジを企画します。例えば、ウォーキングチャレンジや、毎日フルーツを摂取するなどの健康習慣を促進するイベントを行います。優秀者にはインセンティブを提供し、参加意欲を高めます。

(2) 健康ランチセミナーの開催  
月に一度、社内で健康ランチセミナーを開催します。管理栄養士がバランスの良い食事の重要性や、職場に作れる健康的なレシピを紹介し、実際に試食することで従業員の食生活改善を促進します。

#### 【2】栄養相談実績報告

| 日                                                                                                                                      | 月      | 日 | 部  | 相談内容 | 件数 | 件数 | 件数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---|----|------|----|----|----|
| 1                                                                                                                                      | 23/9/1 | 0 | 〇〇 | 〇〇   | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 〇〇部 最近、仕事で忙しくて疲れやすくなっています。疲労回復に効果的な食事やスナックを教えてください。                                                                                    |        |   |    |      |    |    |    |
| 〇〇部 疲労回復にはビタミンB群、ビタミンC、マグネシウムなどの栄養素が重要であるとアドバイスしました。業務にはバナナ、オレンジ、アジック、ヨーグルト、全粒粉のスナックが効果的であると提案しました。また、水分補給の重要性についても説明し、適切な水分摂取を推奨しました。 |        |   |    |      |    |    |    |

## サービス内容② 栄養相談窓口の設置

---

### ■ 栄養相談窓口の設置

専門のトレーナーがおお客様の健康状態や目標に合わせて、適切なトレーニングプログラムを作成し、指導を行います。糖尿病、メタボ、ダイエット、アトピー、アレルギーなどの健康問題にも対応しています。

従業員様の健康管理やストレス対策などの支援も行っています。

### <具体例>

- 健康目標設定 / 実施計画
- 献立作成
- 運動方法作成



# おもてなし栄養相談（通常料金）

---

- 初期費用：10万円
  - 現状の課題を事前ヒアリング
  - 体制の確保、担当者の決定
  - 栄養相談の事前アンケート項目の決定
  - 対応の流れの決定
- 基本料金：月額5万円
  - 担当者の設置、メールでのお問い合わせ受付
  - 人事・労務部門のご担当者様との月次定例会の実施
  - 定期レポートのご提出
    - 定例会のまとめ、所感、栄養相談実績
- 個別栄養相談：5,000円／30分あたり

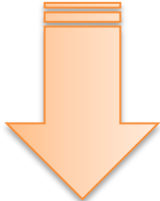
# 社員健康向上スタートアップキャンペーン

※費用は税別

- 以下がセットになったお得なキャンペーンです。
  - 初期費用（10万円）
  - 半年間の健康顧問サービス（30万円相当）
  - 10時間（30分 x 20回）までの栄養相談対応（10万円）
  - 合計：50万円相当

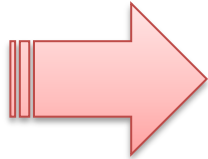


令和6年度エイジフレンドリー補助金  
活用キャンペーン  
400,000円(税別)



- エイジフレンドリー補助金の「コラボヘルスコース」により、30万円が補助金で対応可能

|       | ① 高齢労働者の<br>労働災害防止対策コース                                                                                                                                                                      | ② 転倒防止や腰痛予防のための<br>スポーツ・運動指導コース                                                                                   | ③ コラボヘルスコース                                                                                            |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"><li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li><li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li><li>高齢労働者（60歳以上）を常時1名以上雇用している</li><li>対象の高齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>労働者を常時1名以上雇用している（年齢制限なし）</li></ul>                                          |                                                                                                        |
| 補助対象  | <ul style="list-style-type: none"><li>1年以上事業を実施している事業場において、高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器の購入・工事の施工等）</li></ul>                                                                | <ul style="list-style-type: none"><li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li></ul> |
| 補助率   | 補助率：1/2                                                                                                                                                                                      | 補助率                                                                                                               | 3/4                                                                                                    |
| 補助上限額 | 上限額：100万円<br>(消費税を除く)                                                                                                                                                                        |                                                                                                                   | 上限額：30万円<br>(消費税を除く)                                                                                   |



事業者様の実質負担金は  
100,000円

※補助金の申請作業を当社がお手伝いする場合は別途費用が発生します。

# コラボヘルスコース適用要件

- 申請時において、事業者が労働安全衛生法に基づき実施した健康診断（事業主健診）の結果を保険者に提供している必要があります。
- 保険者へ事業主健診結果のデータを提供していることが確認できる書類が必要です。
  - 保険者が発行する事業所カルテ・健康スコアリングレポート、受領書、健診結果を保険者に提供することについての健診機関への同意書・契約書、その他保険者へ事業主健診結果を提供していることを確認できる書類
  - その他書類
    - ①全国健康保険協会（通称：協会けんぽ）や健康保険組合が実施する「生活習慣病予防健診」を受診している場合
      - 保険者が事業主に発行している「生活習慣病予防健診対象者一覧」の写し
      - 当該健診を受診していることが確認できる書類（請求書の写しまたは健診結果の写し）
    - ②健診機関の間診票（健診結果を保険者に提出する旨の同意欄が記載されているもの）の写しと当該健診の費用の請求書の写し
- 補助対象となる中小企業事業者の範囲

| 業 種                                               |                                                            | 常時使用する<br>労働者数 ※ 1 | 資本金又は<br>出資の総額 ※ 1 |
|---------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|
| 小売業                                               | 小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業                                     | 50人以下              | 5,000万円以下          |
| サービス業                                             | 医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など | 100人以下             | 5,000万円以下          |
| 卸売業                                               | 卸売業                                                        | 100人以下             | 1億円以下              |
| その他の業種                                            | 製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など                             | 300人以下             | 3億円以下              |
| ※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。 |                                                            |                    |                    |
| ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。     |                                                            |                    |                    |

その他詳細は厚生労働省のホームページ「エイジフレンドリー補助金について」をご確認ください。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_09940.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html))

# ロカロジとは？

一般社団法人ロカロジ協会は、自ら妊娠糖尿病患者であった代表の金子洋子が、自らの病気の克服方法を元にして、妊娠糖尿病あるいは糖尿病で、通院しても改善せずに苦しむ方々に対し、医療に頼らずに食事や運動で体調改善できるように、と発足した法人です。

「**ロカロジ**」は、**ローカーボ**（Low Carb）・**ロージーアイ**（Low GI）／低糖質・低GIの略です。



# ロカロジ協会の事業内容

ロカロジ協会では、企業の健康経営をサポートしています。  
管理栄養士が中心となり、健康と美、食育などを幅広くサポートしています。

全国各地の管理栄養士が登録しています。

## <事業内容>

- ・ オンライン健康相談
- ・ 商品開発
- ・ レシピ・動画作成
- ・ 健康と美容セミナー
- ・ 栄養コラム作成



# 会社情報／お問い合わせ先

---

- 一般社団法人ロカロジ協会
- 設立：2016年7月
- 住所：大阪市城東区古市2－6－63－216
- ホームページ：<https://localogimkb.com/>

## 本件のお問い合わせ先

- お問い合わせメールアドレス contact@localogimkb.com
- 担当者：村上